

## 企業倫理再構築認証マーク制度(企倫マーク制度)について

### 概要

ブラック企業の従前の解釈である「反社会的勢力との繋がりを持つ等違法行為を常態化させた企業:BER-α・Anti-social forces」や昨今加味された解釈である「労使関係の喪失状態の企業:BER-β・Black company for employees」としてのレッテルを貼られる事による悪評、風評被害また、其の結果生じる自社ブランドの毀損による営業活動や採用活動への悪影響を企業の危機管理の重要項目として捉える事により、企業倫理体制の現状確認、再構築を実践している一定水準以上の企業に「企倫マーク」を付与し、認証する制度である。

### 目的

- 企業自体の経営リスクをヘッジする事。  
～認証マーク取得により、自らの経営を律する～
- 当該企業の全てのステークホルダーの「安心」に寄与する事。  
～若者の雇用促進の一翼を担う～
- 健全なる日本国内の事業活動に貢献する事。  
～危機管理のグローバルスタンダードを目指す～

### ご留意いただきたい事項

企倫マークは、申請事業者の審査時に於ける「現況のレベルを審査し、改善措置等の指導後状態を含め、一定水準以上に達している場合」に付与されます。従って、企倫マーク付与後に、取得済事業者に不祥事等が発生し、第三者から訴えられる事案が発生しても、当方(付与機関、統括管理機関、指定審査・普及機関)は、一切の責を負わない事を予めご確認願います。

## 専用Webサイトより、お申込みいただいた場合



企倫マーク制度



<http://www.ber2015.com>

最寄の指定審査・普及機関が、御社にお伺いし、付与審査(ヒヤリング、チェックシートの作成、現物調査、申請書等の回収等)を実施致します。

取得費用は、御社が直接企倫マーク制度付与機関:JSSCの企倫マーク制度専用口座「みずほ銀行東京営業部・普通預金:口座番号1378893・口座名義ニホンアンゼンホショウ キキカンリガツカイ」へのお振り込みいただくことになります。



## 企倫マーク取得事業者のメリット



- ✓ ホームページや各種契約書、名刺などに「企倫マーク」を掲示する事で**信用力UP**が期待できる。
- ✓ 具体的事案が発生した場合の「**Web相談サービス**」を利用できる。
- ✓ 最新版の「倫理規定」「就業規則」等の「**雛形**」の提供を受けられる。
- ✓ 「社外取締役」「BER顧問」の**特別料金(待遇)**での**推薦サービス**が受けられる。
- ✓ 「新入社員研修等での**“危機管理講座”**」が**特別料金**で受けられる。
- ✓ JSSCの会員(年会費5万円)となる事で「**団体企業賠償責任保険**」に**割引価格**で加入できる。

## 本件に関するお問い合わせ

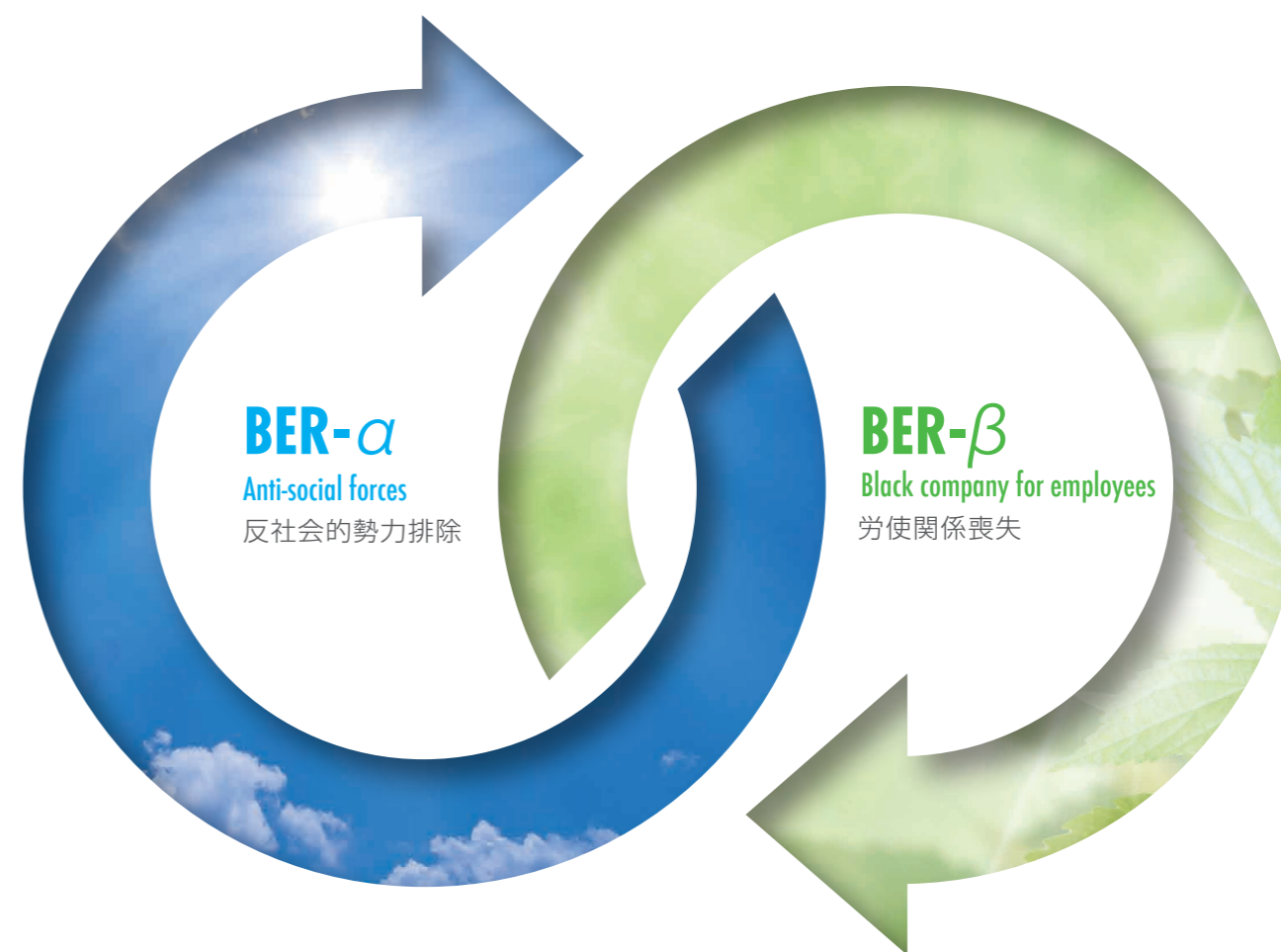
企倫マーク制度事務局 統括管理機関 協同組合企業情報センター内  
〒102-0076 東京都千代田区五番町5番地1JS市ヶ谷ビル6F  
TEL.03-3264-0755 FAX.03-3264-7815

MP01-1506



# 企業倫理再構築認証マーク制度

Business Ethics Re-engineering

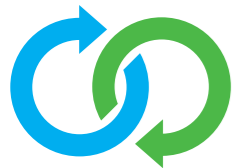


■付与機関

JSSC 一般社団法人  
日本安全保障・危機管理学会

■統括管理機関

KJC 協同組合  
企業情報センター



はじめに

企業倫理再構築認証マーク制度(略称:企倫マーク制度)は、特に営業活動や採用活動に重要な影響を及ぼす企業の経営リスク“ブラック企業のレッテルを貼られる問題”対策に備える為に運用を開始いたしました。当制度は、

BER-α(企業の反社会的勢力排除についての体制チェック)

BER-β(企業の労使関係の健全性チェック)

に区分され、当該企業の現状を審査する事により、体制不十分な場合の“再構築”に関する指針の一助となる事をめざします。

我々は、全てのステークホルダーの「安心」に寄与する為、真摯に取り組んでまいります。



## 企業倫理再構築認証マーク制度

### ■付与機関(一般社団法人日本安全保障・危機管理学会)

一般社団法人日本安全保障・危機管理学会(JSSC)が、制度の事業主体として企業倫理再構築認証マーク付与、企業倫理再構築認証マーク統括管理機関の指定その他、各種支援サービスの提供等企業倫理再構築認証マーク制度に必要な業務を行います。

### ■統括管理機関(協同組合企業情報センター)

協同組合企業情報センター(KJC)が、企業倫理再構築認証マーク制度の推進・運用状況の管理、企業倫理再構築認証マーク指定審査・普及機関他の選別・推薦・指定を行うと共に「付与審査」を実施する審査員資格に関する登録業務を行います。

### 企倫マーク審査員資格

付与審査員は、付与審査を行うために必要な知識及び技能を有し的確に業務を実施できると認められる以下の資格取得者で、かつ統括管理機関に正式に登録された者が行います。

- ・ABI(Affiliated-BER-Inspector)
- ・CBI(Certified-BER-Inspector)\*

※ICBI(Instructor CBI) 審査員資格認定講師資格



BER-α

反社会的勢力排除

トップが反社会的勢力と繋がりがあ



取引先に得体の知れない新興宗教が、

悪評風評

Anti-social forces

こんな会社行きたくない!

Black company for employees

企業ブランド毀損  
利益の社外流出  
採用活動へ影響  
営業活動へ影響

BER-β

労使関係喪失

36協定違反、セクハラ、パワハラ、マタハラ等が常態化している



## 企倫マーク取得費用 申請料・審査料・登録料 (登録期間：2年間、税抜価格)

### 新規申請

小規模事業者	同時申請	BER-α	BER-β
申請料	3万円	3万円	3万円
審査料	15万円	5万円	12万円
登録料	4万円	1.5万円	3万円
合計	22万円	9.5万円	18万円

中規模事業者	同時申請	BER-α	BER-β
申請料	4万円	4万円	4万円
審査料	35万円	10万円	28万円
登録料	8万円	2.5万円	6万円
合計	47万円	16.5万円	38万円

大規模事業者	同時申請	BER-α	BER-β
申請料	5万円	5万円	5万円
審査料	75万円	25万円	52万円
登録料	16万円	5万円	12万円
合計	96万円	35万円	69万円

### 更新申請

小規模事業者	同時申請	BER-α	BER-β
申請料	3万円	3万円	3万円
審査料	12万円	4万円	10万円
登録料	4万円	1.5万円	3万円
合計	19万円	8.5万円	16万円

中規模事業者	同時申請	BER-α	BER-β
申請料	4万円	4万円	4万円
審査料	28万円	8万円	22万円
登録料	8万円	2.5万円	6万円
合計	40万円	14.5万円	32万円

大規模事業者	同時申請	BER-α	BER-β
申請料	5万円	5万円	5万円
審査料	60万円	20万円	42万円
登録料	16万円	5万円	12万円
合計	81万円	30万円	59万円

### 事業者規模の区分 ①製造・金融業 ②卸売業 ③小売業 ④サービス業その他業種

#### ■小規模事業者…従業員数により判定

①製造・金融業など2~20名 ②~④その他の業種2~5名

#### ■中規模事業者…次の①~④のいずれかに該当

- ①従業員数(以下同じ)21~500名または資本金(以下同じ)3億円以下
- ②6~100名または1億円以下
- ③6~50名または5千万円以下
- ④6~100名または5千万円以下

#### ■大規模事業者…次の①~④のいずれかに該当

- ①501名以上かつ3億円超
- ②101名以上かつ1億円超
- ③51名以上かつ5千万円超
- ④101名以上かつ5千万円超

※取得費用は、申請時に全額お振込み戴きます。尚、改善措置(別途費用)を実施しても、認証不可の場合は、「登録料」を返還致します。  
 ※佐賀県に本社機能・主力工場等を有する企業は、上記「取得費用×50%」となる優遇措置が御座います。(佐賀県:反社会的勢力排除JSSCモデル県・ハローワーク特区実施県)  
 ※企倫マーク取得後、JSSC会員(年会費5万円)加入をお奨め致します。